

II 教員組織

1 全学の教員組織

(表2)

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 あたりの 在籍学生数 (表4(B)/計(A))	兼任 教員 数	備 考	
		教授		准教授		講師		助教		計(A)							
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
法学部	法律学科	14	0	19	0	7	0	0	0	40	0	0	23	12	60.6	56	
法学部 計		14	0	19	0	7	0	0	0	40	0	0	23	12	61.8		
経済学部	経済学科	11	0	4	0	5	0	0	0	20	0	0	12	6	51.6	24	
	国際経済学科	7	0	4	0	0	0	0	0	11	0	0	10	5	60.6		
経済学部 計		18	0	8	0	5	0	0	0	31	0	0	22	11	54.9		
経営学部	経営学科	13	0	13	0	1	0	0	0	27	0	0	18	9	53.5	23	
経営学部 計		13	0	13	0	1	0	0	0	27	0	0	18	9	53.5		
人文学部	人文学科	29	0	5	0	6	0	0	0	40	0	0	15	8	41.8	64	
	人間心理学科	9	0	4	0	6	0	0	0	19	0	0	8	4	34.9		
人文学部 計		38	0	9	0	12	0	0	0	59	0	0	23	12	39.8		
総合リハビリテーション学部	医療リハビリテーション学科	10	0	6	0	5	0	10	0	31	0	0	14	7	12.6	32	
	社会リハビリテーション学科	7	0	4	0	6	0	0	0	17	0	0	14	7	31.6		
総合リハビリテーション学部 計		17	0	10	0	11	0	10	0	48	0	0	28	14	19.4		
栄養学部	栄養学科	9	0	6	0	2	0	4	0	21	0	0	10	5	20.1	31	
栄養学部 計		9	0	6	0	2	0	4	0	21	0	0	10	5	20.1		
薬学部	薬学科	24	0	8	0	13	0	13	0	58	0	0	35	18	21.9	3	薬学部(備考) 実務家みなし
薬学部 計		24	0	8	0	13	0	13	0	58	0	0	35	18	21.9		
学際教育機構		3	0	2	0	1	0	0	0	6	0	0				35	専任教員2名、 実務家専任2名
共通教育機構		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				189	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数													76				薬学部6年制、 ティーチングアシスタント 3名
合 計		136	0	75	0	52	0	27	0	290	0	0	235	118		457	

研究科・専攻		専任教員数						助手	設置基準上必要専任教員数			兼任 教員 数	備考
		研究指導教員		研究指導補助教員		計			研究指導教員	研究指導 補助教員			
		数	うち 教授数	数	うち 教授数		うち 教授数		数		うち 教授数		
法学研究科	法学専攻(修士)	11	11	0	0	11	11	0	5	4	5	8	
	法学専攻(博士後期課程)	16	16	0	0	16	16	0	5	4	5		
	国際関係法学専攻(修士)	6	6	0	0	6	6	0	5	4	5		
法学研究科 計		33	33	0	0	33	33	0	15	12	15		研究指導教員数は基礎となる学部の兼任教員
経済学研究科	経済学専攻(修士)	18	18	0	0	18	18	0	5	4	4	2	
	経済学専攻(博士後期課程)	31	31	0	0	31	31	0	5	4	4		
	経営学専攻(修士)	13	13	0	0	13	13	0	5	4	4		
経済学研究科 計		62	62	0	0	62	62	0	15	12	12		研究指導教員数は基礎となる学部の兼任教員
人間文化学研究科	人間行動論専攻(修士)	12	12	0	0	12	12	0	2	2	3	8	
	人間行動論専攻(博士後期課程)	21	21	0	0	21	21	0	2	2	3		
	地域文化論専攻(修士)	15	14	0	0	15	14	0	2	2	3		
	地域文化論専攻(博士後期課程)	13	13	0	0	13	13	0	2	2	3		
	心理学専攻(修士)	9	9	0	0	9	9	0	2	2	3		
人間文化学研究科 計		70	69	0	0	70	69	0	10	10	15		研究指導教員数は基礎となる学部の兼任教員
総合リハビリテーション学 研究科	医療リハビリテーション学専攻(修士)	15	9	0	0	15	9	0	6	4	6	2	
	社会リハビリテーション学専攻(修士)	7	5	1	1	8	6	0	3	2	2		
総合リハビリテーション学 研究科 計		22	14	1	1	23	15	0	9	6	8		研究指導教員数は基礎となる学部の兼任教員
栄養学研究科	栄養学専攻(修士)	15	9	0	0	15	9	0	4	3	2	0	
栄養学研究科 計		15	9	0	0	15	9	0	4	3	2		
薬学研究科	薬学専攻(修士)	12	10	0	0	12	10	0	5	4	4	2	
	医療薬学専攻(修士)	17	13	0	0	17	13	0	5	4	4		
薬学研究科 計		29	23	0	0	29	23	0	10	8	8		研究指導教員数は基礎となる学部の兼任教員
食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻(博士後期課程)	44	32	0	0	44	32	0	8	6	6	0	
食品薬品総合科学研究科 計		44	32	0	0	44	32	0	8	6	6		
合計		275	242	1	1	276	243	0	71	57	66	22	

専門職大学院		専任教員数										助手	専任教員に占める教授の比率(%)	専任教員に占める実務家教員の比率(%)	備考
		教授		准教授		講師		助教		計(A)					
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)				
実務法学研究科	専任教員	12	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	100.0	25.0	
	専任(兼担)教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	実務家教員	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0				
	(みなし専任教員)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0				
実務法学研究科 計		16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0			
合計		16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0			

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。

3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程（例えば修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできます。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。）

<学部・学科等について>

8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など）

10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

<大学院研究科について>

12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。

<専門職大学院について>

13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。

14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。

①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者

②専任（兼任）教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であって、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者。ただし、博士課程の専任に算入している教員は除く。

③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。

④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。